第１０５号議案

　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年１１月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　　第１６条第２項中「１００分の１２０」を「、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０」に改める。

　　第１６条の２第２項中「１００分の１１２．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１２２．５」に改める。

第２条　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

　　第１６条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０」を「１００分の１２５」に改める。

　　第１６条の２第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の１１２．５、１２月に支給する場合においては１００分の１２２．５」を「１００分の１１７．５」に改める。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当に係る支給月数を改める必要がある。